

目次

1. 手続きの目的
2. 手続きの適用範囲
3. 責任
4. 通報の対象および内容
5. チャンネル
6. 報復およびデータプライバシー
7. ケース管理
8. ケース評価および解決
9. データ保存
10. 他の Comer Industries 会社による本ポリシーの適用
11. 定義
12. 添付資料

1. 手続きの目的

Comer Industries では、適用されている法令、ならびに原則および規則を尊重することを約束します。

Comer Industries は「スピークアップ文化」、すなわち、誰かが当社組織内の業務を改善する目的で、疑問または懸念を表明し、または問題を報告することが適切または必要であると考えた場合に、同僚および／または階層上の上司と自由に話し合える環境の醸成を推進します。

本規程文書は、利害関係者、Comer Industries の従業員およびその他の第三者を含むあらゆる者から送信・提出される通報（機密形式または匿名形式を含む）の受領、分析および管理のプロセスを規定します。

本手続きはまた、通報の有効性および根拠を評価する方法を規定し、その結果として Comer Industries を保護するために適切な是正措置および懲戒措置を実施することを目的とします。

さらに、本手続きは以下を目的とします。

- ・通報の対象となる事象に関連して司法当局によって開始される調査または手続きに関する規則、またはいかなる場合においても悪意に基づく通報の場合の懲戒手続きに関する規則を損なうことなく、通報者および違反について責任を負うとされる者の個人データの機密性を保証すること。

- ・通報に直接または間接的に関連する理由に基づく直接または間接的な報復および／または差別的行為に対して、通報者を

適切に保護すること。

・内部通報のために、すべての者がアクセス可能な特定の、独立した、自律的なチャネルが利用可能であることを保証すること。

さらに、利用可能なチャネルを通じて受領されたすべての案件は、完全に終了するまで追跡されます。

2. 手続きの適用範囲

本手続きは親会社の取締役会によって承認されており、その採用および実施は、関連会社および関連法人を含む世界中のすべての Comer Industries グループに対して義務付けられています。

本ポリシーは、経営幹部および取締役会のメンバーを含むすべての従業員ならびに Comer Industries のビジネスパートナー（すなわち、サプライヤー、アドバイザー、顧客および一般に Comer Industries と契約関係にあるその他のすべての第三者）に対して、その所在地に関わらず適用されます。

本手続きの採用が求められる各 Comer Industries グループ会社は、現地規制を踏まえ、本手続きに規定されたものに関して異なるまたは追加の規則を採用する権利を有します。

いかなる場合においても、法令により要求される原則および規則は拘束力を有し、これには通報者の身元の機密性の保護および、通報に直接または間接的に関連する理由に基づく当該個人に対する直接または間接的な報復または差別行為の禁止に関するものが含まれます。

本手続きは、親会社の取締役会による承認日において、Comer Industries グループ会社に対して発効します。

3. 責任

受領された通報は、その発生場所に基づいて、それらの管理を担当する明示的に権限を付与され、かつ適切に訓練された担当部門機能に送付されます。

受領された通報に関連する調査は、この目的のために権限を与えられた担当部門のみが実施します。

4. 通報の対象および内容

通報は、グループ行動規範、サプライヤー行動規範、法令、規則および基準、ならびに Comer Industries において有効な内部手続き体制に規定されているものに適合しないすべての行為または慣行に関するものでなければなりません。

通報は匿名形式で送信されることもあります。

ただし、いかなる場合においても、通報は具体的であり、正確かつ一致する要素に基づき、特定可能な事実に関係し、その有効性を評価するために必要な検証および評価を実施するのに有用なすべての要素を含まなければなりません。

したがって、通報者にとって重要なのは以下の点です：

- ・報告された事象がどこでいつ発生したかを明確かつ包括的に詳細に特定すること。
- ・報告された違反を行った者を特定できる一般的情報またはその他の要素を提供すること。

- ・通報対象の事実に関して情報を提供できるその他の関係者を示すこと。
- ・通報の有効性を確認できる文書を示す／提供すること。
- ・報告された内容の真実性を確認できるその他の情報または証拠を提供すること。

5. チャンネル

指摘された違反のいずれかが発生した、または発生する可能性があるという合理的な疑いを有する通報者は、ウェブポータルを通じて通報を送信することができます。

これは、倫理違反の報告のために専用かつ安全なチャンネルを必要とする、標準的な倫理コンプライアンスポリシーに準拠した内部通報ツールです。

このチャンネルは独立した外部企業によって管理されており、ポータルを利用するすべての関係者の身元を保護する義務を負っています。

このポータルは、通報者、被通報者および通報に含まれる情報の機密性を保証する暗号化システムを使用しています。

受領されたすべての情報は、適用法令に従い、絶対的な機密性のもとで管理されます。

ウェブポータルへのアクセスは次のとおりです。

comerindustries.whistlelink.com

上記ポータルを通じて、匿名でない通報者は合理的な期間内に予定される対面面談を要求することも可能です。

ポータルに関する追加の詳細または説明については、グローバルコンプライアンス担当部門まで連絡することが可能です。

integratedsystem_compliance@comerindustries.com

6. 報復およびデータプライバシー

受領されたすべての通報は機密の方法で処理されます。

通報は安全であり、Comer Industries は善意で通報を行った者をいかなる報復からも常に保護します。

善意の通報者に対して報復行為を行う者は、懲戒措置の対象となります。

また、データプライバシーに関する適用法令へのポータルの適合も保証されます。さらに、本ポリシーに従って作成された通報に関与しおよび／または言及された者の個人データは、可能な限り、適用法令および個人データ保護に関する社内手続きに従って処理されます。

7. ケース管理

ウェブポータルを通じて受領されたすべての通報には、プロトコル番号が付与され、検討されます。

通報者は、ポータルにアクセスすることによって、情報を要求し、追加の詳細を提供し、または案件の進捗を監視することができます。

8. ケース評価および解決

通報は、最大限の機密性が保証される方法で、訓練された専門家によって地域レベルで調査されます。

9. データ保存

本ポリシーに従って処理されるデータは、ポリシーの目的を達成するために厳密に必要とみなされる期間、現地の法令に従って保存されます。

10. 他の Comer Industries グループ会社による本ポリシーの適用

本ポリシーは、すべての Comer Industries グループ会社の参照基準として機能します。

当該事項について現地法がより厳格な規制義務を課している場合には、本ポリシーに沿い、その原則に従った現地ポリシーを策定しなければなりません。

11. 定義

善意：グループ行動規範またはサプライヤー行動規範の潜在的な違反が存在する、または不適切な行為が行われたという真の確信をいう。善意でなされた通報は、完全かつ正確でなければならない。

サプライヤー行動規範：a) 労働および人権、b) ビジネス倫理、c) 健康および安全、d) 環境に関する最低限の要求事項の集合を示すものであり、Comer Industries との長期的関係を開始および維持するために、すべてのサプライヤーまたはサプライヤーの名義または代理として業務を行う者（代理人、アドバイザー、請負業者、インターン、一時労働者を含むがこれらに限定されない）が満たさなければならない。

グループ行動規範：ビジネスおよび個人的行動における誠実性に対する Comer Industries のコミットメントを表す原則または基本的価値を定めるために、グループによって採用された文書をいう。

グループ：Comer Industries S.p.A.およびグループ会社から構成される Comer Group（以下「Comer Industries」ともいう）。

報復：問題または不適切行為を善意で報告した、または調査に参加したことを理由として、個人に対して行われるいかなる不利益な行為をいう。これには、脅迫、威嚇、チームに関わる行事からの排除、ハラスメント、差別、キャリア機会の制限、新規職務への配置、実際の業績上の欠点に関係なく否定的な業績評価、または解雇が含まれる。

通報者：通報を送信する当事者をいい、従業員（経営陣を含む）、協力者、会社機関の構成員、第三者（パートナー、顧客、サプライヤー、アドバイザー等）および一般に Comer Industries とビジネス関係にあるあらゆる者を含む。

通報または通報すること：違反に関する情報の書面または口頭による伝達をいう。

機密通報：通報者の身元が特定されていないが、本規程に定める特定の場合には特定可能である通報をいう。

違法な通報：調査段階の結果に基づき、客観的要素に照らして根拠がないと判断され、かつ調査の過程で確認された具体的状況から、悪意または重大な過失により提出されたと考えられる通報をいう。

具体的／検証可能な通報：通報者による事実、事象または状況（例えば、違反の種類、期間、価値、原因および目的、関係会社／部門／人物／単位／組織、内部統制システムの異常等）の記述が、利用可能な調査手段に基づき、管轄会社機関が通報された事実または状況の根拠の有無を具体的に確認できる十分な情報量で提供されている通報をいう。

フォローアップ：内部通報チャネルの管理を委任された者が、報告された事実の真実性、調査結果および採られた措置を評価するために行う行為をいう。

被通報者：通報者が通報において違法行為または不正行為を行ったと主張する者をいう。

第三者：自然人または法人を問わず、Comer Industries の契約上の相手方であり、契約に基づきいかなる形態の協働に合意し、会社と協働する予定の者をいう（例として、協力者、サプライヤー、アドバイザー（コンサルティング会社や弁護士等）、アウトソーシング会社、派遣会社および派遣社員など）。

利害関係者：会社の活動に正当な利害関係を有するすべての者をいう。

12. 添付資料